

令和 8 年度奈良県医療機関等における
賃上げ・物価上昇に対する支援事業
補助金交付申請マニュアル
－ 詳細版 －
ver1.1

申請方法：奈良スーパーアプリ

申請期間：令和 8 年 4 月 2 7 日（月） 8：30～令和 8 年 5 月 2 9 日（金） 23：59

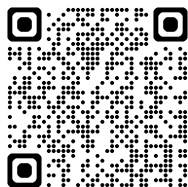
< 無床診療所で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 >	15
< 診療所で物価支援事業のみ申請の場合 >	17
< 訪問看護事業所の場合 >	18
3. 口座情報入力	20
4. 添付資料アップロード画面	21
5. 最終確認画面	22
④申請完了後	23
※更新履歴	24

① 申請フォームにアクセス

同封の「令和 8 年度奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について」
または県ホームページに掲載しているURLにアクセス

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J300000A0CBt&entry=1>

QRコード読み込みでも可



②アカウント発行・ログインする

アカウントを発行・ログインする

住民アカウント：住民個人が使用するアカウント

団体アカウント：法人、個人事業主、各種サークル等が使用するアカウント

※住民アカウント、団体アカウントいずれでも申請可能です。

※奈良スーパーアプリに関する詳細なQ & Aは下記を参照ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n026/65085.html>



②アカウント発行・ログインする

アカウントを発行・ログインする

住民アカウント、団体アカウントをお持ちでない方は、新規アカウント登録をお願いします。

※住民アカウント、団体アカウントいずれでも申請可能です。

**補助金申請に係る連絡は、すべてアカウント登録時に
入力したメールアドレスに届きます。**

必ず常に確認できるアドレスを入力してください。

The screenshot shows a registration form with a progress bar at the top containing five steps: 'メールアドレス入力' (selected), '確認メール送信', '登録情報入力', '登録情報確認', and '登録完了'. The main content area is titled 'アカウント情報' and contains two required fields for email address: '必須 メールアドレス' with a placeholder '入力してください', and '必須 メールアドレス(確認用)' with a placeholder 'もう一度入力してください'. Below these fields is a checkbox for '個人情報の取扱方針およびサービス利用規約に同意する。' with links for '個人情報の取扱方針' and 'サービス利用規約'. At the bottom left is a '戻る' button, and at the bottom right is a '確認メールを送信' button.

③ 申請フォームに入力する

1. 申請者情報入力（医療機関等の種別に応じて表示内容は異なります）

郵送した「[令和8年度奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について](#)」の記載内容を参照して入力してください。

申請者情報

必須 医療機関等の名称
送付した「令和8年度奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について」の宛名（医療機関等の名称）とおりに記入してください。

必須 医療機関等の電話番号
電話番号（ハイフンなし）を入力してください。

必須 メールアドレス（医療機関等の代表もしくは担当者のメールアドレス）
メールアドレス形式で入力してください。

必須 医療機関等の種別
有床診療所／無床診療所／訪問看護事業所を選択してください。

有床診療所 無床診療所 訪問看護事業所

必須 パスコード 医療機関等の種別を選択すると表示されます。

郵送した「令和8年度奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について」に記載のパスコード（半角英数字12文字）を入力してください。

必須 申請する補助金の種類（診療所）
 物価と賃上げの両方 物価のみ 医療機関等の種別で有床診療所もしくは無床診療所を選択した場合に表示されます。

受領した「令和8年度奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について」に記載の開設者情報および医療機関等の情報に相違ありません。

はい

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱（奈良県公式ホームページ | 「令和8年度 奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」のページに掲載）に記載された別表1の補助対象者に該当し、奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱を遵守いたします。

はい

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

・画面の内容に応じて入力してください。

医療機関等の種別や補助金の種類に応じて表示内容は異なります。

・賃上げ支援の交付要件を満たさない場合は賃上げ支援の申請はできません。

診療所については、物価支援のみを申請する場合、支援金の種別を物価のみとしてください。

< 有床診療所 (14床以上)で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 >	9ページ参照
< 有床診療所 (3床以上13床以下)で賃上げ支援事業と 物価支援事業の両方申請の場合 >	11ページ参照
< 有床診療所 (2床以下)で賃上げ支援事業と 物価支援事業の両方申請の場合 >	13ページ参照
< 無床診療所で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 >	15ページ参照
< 診療所で物価支援事業のみ申請の場合 >	17ページ参照
< 訪問看護事業所の場合 >	18ページ参照

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 有床診療所 (14床以上)で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 1/2

賃上げ対象施設であることの申出 (有床診療所・無床診療所)
該当する要件を選択してください。

必須 (有床診療所) ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、O102 入院ベースアップ評価料 (医科)、P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)、訪問看護ベースアップ評価料 (1) のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

必須 1で届け出ている診療報酬

<input type="checkbox"/> O100 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)	<input type="checkbox"/> P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)	<input type="checkbox"/> O102 入院ベースアップ評価料 (医科)
<input type="checkbox"/> P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料 (1)	

上段で1を選択した場合は下段の選択肢に✓を入れてください

賃上げ対象施設であることの申出 (有床診療所・無床診療所)
該当する要件を選択してください。

必須 (有床診療所) ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、O102 入院ベースアップ評価料 (医科)、P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)、訪問看護ベースアップ評価料 (1) のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

3. 2に該当する場合、職種①：医師、職種②：歯科医師、職種③：その他医療に従事しない専ら事務作業 (医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く) を行う職員、以上の職種①②③いずれかのみで職種構成されていること。

必須

はい

上段で2を選択した場合は下段の□に✓を入れてください

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 有床診療所 (14床以上)で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 2/2

要件を満たすことの確認・誓約等（有床診療所・無床診療所）
以下の該当する要件・誓約等にチェックを入れてください。

必須 本事業の補助額は以下のA～Cのために支出する。
A～Cの中で該当する対応を選択してください（複数選択可）

- A. 本事業の補助額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
- B. 賃金表等や給与規程等の変更と時間を変更するため、本事業の補助額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
- C. 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。

必須 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。

はい

必須 若しく偏った配分は行っていない。

はい

必須 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。

はい

必須 労働保険料の納付が適正に行われている。

はい

それぞれ当てはまる箇所すべてに
✓を入れてください。

申請（賃上げ支援事業分・物価上昇支援事業分）及び請求（物価上昇支援事業分）

必須 許可病床数
有床診療所の場合、1～19の数値を入力してください。

14

病床数を入力して下さい。

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第3条

必須 に基づき、別表のとおり、許可病床数に72,000円を乗じた額(賃上げ支援事業分)（下欄の申請額）を申請します。

はい

ここにチェックを入れると
下に病床数に72,000円を乗じた額が表示されます。

申請の額(賃上げ支援事業分)
1008000

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第3条

必須 に基づき、別表のとおり、許可病床数に13,000円を乗じた額(物価上昇支援事業分)（下欄の申請及び請求の額）を申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

はい

ここにチェックを入れると
下に病床数に13,000円を乗じた額が表示されます。

申請及び請求の額
182000

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 有床診療所 (3床以上13床以下)で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 1/2

賃上げ対象施設であることの申出 (有床診療所・無床診療所)
該当する要件を選択してください。

必須 (有床診療所) ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、O102 入院ベースアップ評価料 (医科)、P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)、訪問看護ベースアップ評価料 (1) のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

必須 1で届け出ている診療報酬

<input type="checkbox"/> O100 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)	<input type="checkbox"/> P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)	<input type="checkbox"/> O102 入院ベースアップ評価料 (医科)
<input type="checkbox"/> P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料 (1)	

上段で1を選択した場合は下段の選択肢に✓を入れてください

賃上げ対象施設であることの申出 (有床診療所・無床診療所)
該当する要件を選択してください。

必須 (有床診療所) ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、O102 入院ベースアップ評価料 (医科)、P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)、訪問看護ベースアップ評価料 (1) のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

3. 2に該当する場合、職種①：医師、職種②：歯科医師、職種③：その他医療に従事しない専ら事務作業 (医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く) を行う職員、以上の職種①②③いずれかのみで職種構成されていること。

必須

はい

上段で2を選択した場合は下段の□に✓を入れてください

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 有床診療所 (3床以上13床以下)で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 2/2

要件を満たすことの確認・誓約等 (有床診療所・無床診療所)
以下の該当する要件・誓約等にチェックを入れてください。

必須 本事業の補助額は以下のA～Cのために支出する。
A～Cの中で該当する対応を選択してください(複数選択可)

<input type="checkbox"/> A. 本事業の補助額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。	<input type="checkbox"/> B. 賃金表等や給与規程等の変更を要するため、本事業の補助額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。	<input type="checkbox"/> C. 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
--	---	--

必須 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
 はい

必須 著しく偏った配分は行っていない。
 はい

必須 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
 はい

必須 労働保険料の納付が適正に行われている。
 はい

それぞれ当てはまる箇所すべてに
✓を入れてください。



申請 (賃上げ支援事業分・物価上昇支援事業分) 及び請求 (物価上昇支援事業分) ^

必須 許可病床数
有床診療所の場合、1～19の数値を入力してください。

3

病床数を入力して下さい。

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第2条

必須 に基づき、別表1のとおり、許可病床数に72,000円を乗じた額(賃上げ支援事業分)(下欄の申請の額)を申請します。

はい

ここにチェックを入れると
下に病床数に72,000円を乗じた額が表示されます。

申請の額(賃上げ支援事業分)
216000

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第2条

必須 に基づき、別表1に規定された額(物価上昇支援事業分) (170,000円) を申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告し。

はい

固定額です。

③申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

<有床診療所(2床以下)で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合> 1/2

賃上げ対象施設であることの申出（有床診療所・無床診療所）
該当する要件を選択してください。

必須（有床診療所）ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）、O102 入院ベースアップ評価料（医科）、P102 入院ベースアップ評価料（歯科）、訪問看護ベースアップ評価料（1）のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

必須 1で届け出ている診療報酬

<input type="checkbox"/> O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）	<input type="checkbox"/> P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）	<input type="checkbox"/> O102 入院ベースアップ評価料（医科）
<input type="checkbox"/> P102 入院ベースアップ評価料（歯科）	<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料（1）	

上段で1を選択した場合は下段の選択肢に✓を入れてください

賃上げ対象施設であることの申出（有床診療所・無床診療所）
該当する要件を選択してください。

必須（有床診療所）ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）、O102 入院ベースアップ評価料（医科）、P102 入院ベースアップ評価料（歯科）、訪問看護ベースアップ評価料（1）のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

3. 2に該当する場合、職種①：医師、職種②：歯科医師、職種③：その他医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員、以上の職種①②③いずれかのみで職種構成されていること。

必須

はい

上段で2を選択した場合は下段の□に✓を入れてください

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 有床診療所 (2床以下) で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 2/2

要件を満たすことの確認・誓約等 (有床診療所・無床診療所)
以下の該当する要件・誓約等にチェックを入れてください。

必須 本事業の補助額は以下のA～Cのために支出する。
A～Cの中で該当する対応を選択してください (複数選択可)

<input type="checkbox"/> A. 本事業の補助額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。	<input type="checkbox"/> B. 賃金表等や給与規程等の変更を要するため、本事業の補助額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。	<input type="checkbox"/> C. 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
--	---	--

必須 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目 (業績等に応じて変動するものを除く。) の水準を低下させていない。

はい

必須 著しく偏った配分は行っていない。

はい

必須 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。

はい

必須 労働保険料の納付が適正に行われている。

はい

それぞれ当てはまる箇所すべてに
✓を入れてください。

申請 (賃上げ支援事業分・物価上昇支援事業分) 及び請求 (物価上昇支援事業分) ^

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第3条

必須 に基づき、別表に規定された額(賃上げ支援事業分) (150,000円) を申請します。

はい

固定額です。

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第3条

必須 に基づき、別表に規定された額(物価上昇支援事業分) (170,000円) を申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

はい

固定額です。

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 無床診療所で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 1/2

賃上げ対象施設であることの申出（有床診療所・無床診療所）
該当する要件を選択してください。

必須（無床診療所）ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）、訪問看護ベースアップ評価料（1）のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

必須 1で届け出ている診療報酬

O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）

訪問看護ベースアップ評価料（1）

賃上げ対象施設であることの申出（有床診療所・無床診療所）
該当する要件を選択してください。

必須（無床診療所）ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）、訪問看護ベースアップ評価料（1）のいずれかを届け出ている。

2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

3. 2に該当する場合、職種①：医師、職種②：歯科医師、職種③：その他医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員、以上の職種①②③いずれかのみで職種構成されていること。

必須

はい

上段で1を選択した場合は下段の選択肢に✓を入れてください

上段で2を選択した場合は下段の□に✓を入れてください

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約、申請及び請求の入力

< 無床診療所で賃上げ支援事業と物価支援事業の両方申請の場合 > 2/2

要件を満たすことの確認・誓約等（有床診療所・無床診療所）
以下の該当する要件・誓約等にチェックを入れてください。

それぞれ当てはまる箇所すべてに
✓を入れてください。

必須 本事業の補助額は以下のA～Cのために支出する。
A～Cの中で該当する対応を選択してください（複数選択可）

<input type="checkbox"/> A. 本事業の補助額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。	<input type="checkbox"/> B. 賃金表等や給与規程等の変更と時間を要するため、本事業の補助額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。	<input type="checkbox"/> C. 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
--	--	--

必須 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
 はい

必須 著しく偏った配分は行っていない。
 はい

必須 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。
 はい

必須 労働保険料の納付が適正に行われている。
 はい

申請（賃上げ支援事業分・物価上昇支援事業分）及び請求（物価上昇支援事業分） ^

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第3条

必須 に基づき、別表に規定された額(賃上げ支援事業分) (150,000円) を申請します。
 はい **固定額です。**

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第3条

必須 に基づき、別表に規定された額(物価上昇支援事業分) (170,000円) を申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。
 はい **固定額です。**

③ 申請フォームに入力する

2. 申請及び請求の入力

< 診療所で物価支援事業のみ申請の場合 >

< 有床診療所 (14床以上) >

申請及び請求 (物価上昇支援事業分のみ)

必須 許可病床数 (物価上昇支援事業分)

14

病床数を入力して下さい。

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第2条に基づき、別表1のとおり、許可病床数に13,000円を乗じた額(物価上昇支援事業分) (下欄の申請及び請求の額) を申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

必須

はい

ここにチェックを入れると
下に病床数に13,000円を乗じた額が表示されます。

申請及び請求の額

182000

< 有床診療所 (13床以下)と無床診療所 >

申請及び請求 (物価上昇支援事業分のみ)

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第2条

必須 に基づき、別表1に規定された額(物価上昇支援事業分) (170,000円) を申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

はい

固定額です。

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約および申請の入力

< 訪問看護事業所の場合 > 1/2

対象施設であることの申出（訪問看護事業所）

必須（訪問看護事業所）ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

- 1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）、訪問看護ベースアップ評価料（1）のいずれかを届け出ている。
- 2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

必須 1で届け出ている診療報酬

- O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- 訪問看護ベースアップ評価料（1）

上段で1を選択した場合は下段の選択肢に✓を入れてください

対象施設であることの申出（訪問看護事業所）

必須（訪問看護事業所）ベースアップ評価料の届出状況を選択してください。

- 1. 令和8年3月1日時点において、O100 外来・在宅ベースアップ評価料（1）、P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）、訪問看護ベースアップ評価料（1）のいずれかを届け出ている。
- 2. 令和8年3月1日時点において、1に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

3. 2に該当する場合、職種①：医師、職種②：歯科医師、職種③：その他医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員、以上の職種①②③いずれかのみで職種構成されていること。

はい

上段で2を選択した場合は下段の□に✓を入れてください

③ 申請フォームに入力する

2. 申出、確認・誓約および申請の入力

< 訪問看護事業所の場合 > 2/2

要件を満たすことの確認・誓約等（訪問看護事業所）
以下の該当する要件・誓約等にチェックを入れてください。

必須 本事業の補助額は以下のA～Cのために支出する。
A～Cの中で該当する対応を選択してください（複数選択可）

<input type="checkbox"/> A. 本事業の補助額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。	<input type="checkbox"/> B. 賃金表等や給与規程等の変更と時間を要するため、本事業の補助額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。	<input type="checkbox"/> C. 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
--	--	--

必須 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。
 はい

必須 著しく偏った配分は行っていない。
 はい

必須 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。
 はい

必須 労働保険料の納付が適正に行われている。
 はい

それぞれ当てはまる箇所すべてに
✓を入れてください。



申請（賃上げ支援事業分）

奈良県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業交付要綱第2条

必須 に基づき、別表1に規定された額(賃上げ支援事業分) (228,000円) を申請します。

はい

固定額です。

③ 申請フォームに入力する

3. 口座情報入力

振込先口座情報

紙の通帳の見開きページ、Web通帳の口座情報照会画面のスクリーンショットなどに記載されている ^ 内容どおりに以下の各項目を入力してください。

必須 金融機関コード

4桁の数字で入力してください。

0123

必須 支店コード

3桁の数字で入力してください。

012

必須 預金種目

1.普通預金 2.当座預金 3.貯蓄預金 4.その他

必須 口座番号

7桁の数字（桁が足りない場合は先頭に0を付与）で入力してください。

0123456

必須 口座名義（カナ）

半角カタカナ、半角英字（大文字）、半角数字、半角濁音、半角半濁音、半角記号（一部のみ可）で入力してください。

添付いただく**口座情報**写しに
記載されているとおりに記入してください。

③申請フォームに入力する

4. 添付資料アップロード画面

添付ファイルアップロード

下記資料を必ず添付してください。
添付されていない場合は、申請を受け付けることができません。
指定したファイル名に変更した上で、添付してください。

通帳の見開きページ（Web通帳の場合は画面のスクリーンショット）またはキャッシュカードの写し
※金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義（カナ）が漏れなく鮮明に写ったもの。
※添付ファイル名：【医療機関等の名称】 口座情報写し.ファイル形式の拡張子
※【医療機関等の名称】欄に医療機関等の名称を記入してください。
※添付可能なファイル形式の拡張子は、png、jpg、jpeg になります。
添付可能なファイルのサイズは4MB以下です。

添付ファイル ファイルが選択されていません

- ・金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義（カナ）が**漏れなく、鮮明に**写った画像を添付してください。
- ・拡張子は png、jpg、jpeg に限ります。pdfは不可です。ファイルサイズは4MB以下にしてください。

③ 申請フォームに入力する

5. 最終確認画面

申請にあたり下記事項をご確認いただきチェックをお願いいたします。

当施設の役員および職員は、次のいずれにも該当する者ではありません。

必須

1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

必須

2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

必須

3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

1 5 6 7

申請内容を確認 ↻

次の画面で、内容を最終確認してから提出してください。

④申請完了後

申請完了後の下記連絡は、奈良スーパーアプリを用いてすべてアカウント登録時のメールに自動送信されます。

1. 申請受付通知 ←承認ではありません。
2. 申請差し戻し通知（修正が必要な場合）
3. 手続完了通知 ←賃上げの審査が完了、物価の審査および支払手続き完了後、承認通知がメールで送付されます。
4. 取り下げ通知（審査の結果、申請を却下した場合）

※申請受付通知が届かない場合、申請が完了していない可能性があります。

電話にて担当までお問い合わせください。

電話番号：0742-27-8168（奈良県 地域医療連携課）

※更新履歴

バージョン	更新日	ページ	更新内容	備考
ver1.0	令8.4.14		新規作成	
ver1.1	令8.5.11	21	添付書類アップロードの説明の「通帳」を「通帳見開きページ」に変更	